

福岡市居住支援協議会

(1) 協議会の概要

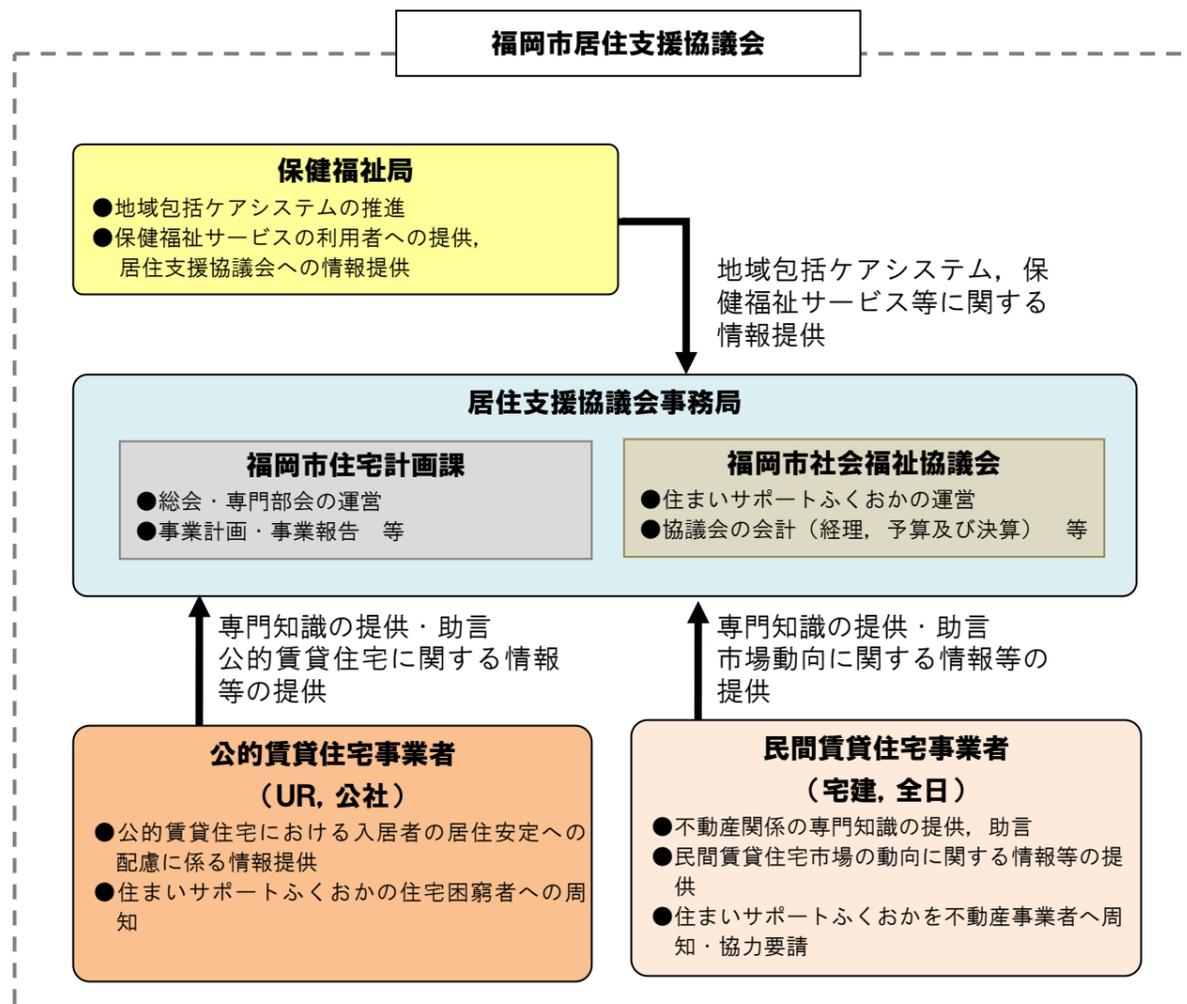
【目的】 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図る。

【根拠法令】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

【設立日】 平成 21 年 3 月 30 日

【構成委員】 民間賃貸住宅事業者：公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会
 公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部
 公的賃貸住宅事業者：独立行政法人 都市再生機構 九州支社（H22 年度より参加）
 福岡市住宅供給公社（H26 年度より参加）
 居住支援法人：居住支援法人連絡協議会（R 1 年度より参加予定）
 入居支援実施団体：福岡市社会福祉協議会
 福岡市：保健福祉局，住宅都市局

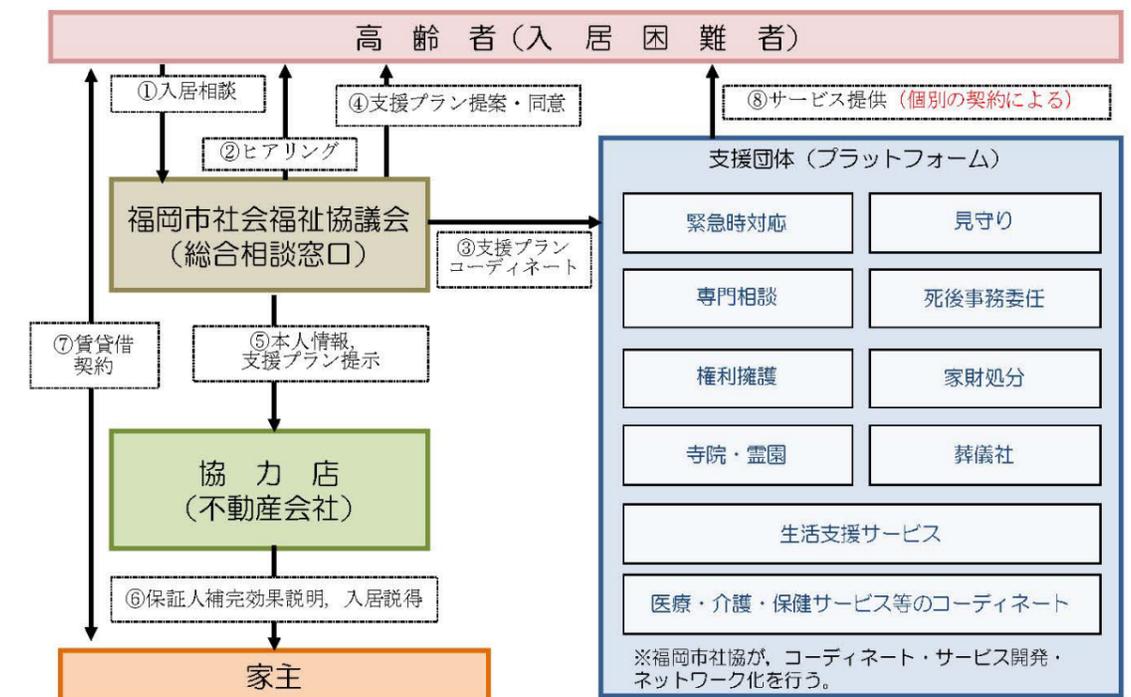
(2) 協議会の体制



(3) 事業概要

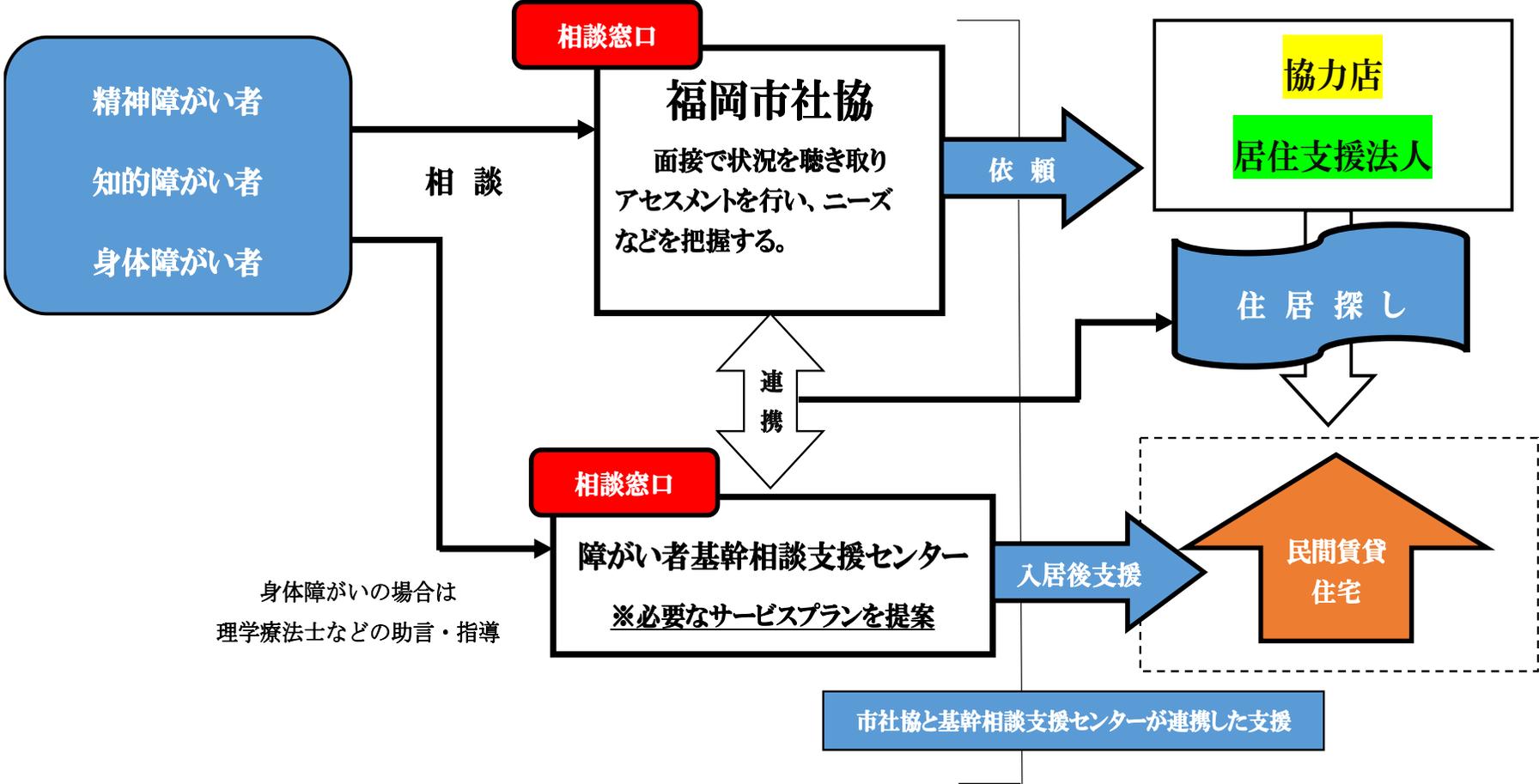
【住まいサポートふくおか】

高齢者世帯の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産会社を「協力店」として登録するとともに、入居支援・生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、福岡市社会福祉協議会が民間賃貸住宅へのスムーズな入居と、入居後の生活支援体制のコーディネートを行う。



※福岡市社協が、コーディネート・サービス開発・ネットワーク化を行う。

障がい者対応「住まいサポートふくおか」相談の流れ



精神障がい者の「住まいサポートふくおか」を活用した 地域移行支援(単身生活)のイメージ(例:統合失調症)

市社協:本人・家族の相談/協力店との調整/内覧・契約への同行など

グループホームなど

地域移行

民間賃貸
アパートなど

精神科医療機関

医療機関への通院

<在宅支援計画>

- 精神科デイケア・地域活動支援センター
など日中活動の場
- 訪問看護など

必須

他機関が連携した支援チーム

プラットフォーム

市社協

- 1
- 症状の安定
 - ADLの自立

金銭管理等

- 2
- <経済面の安定>
- 障害年金・生活保護
障害年金+生活保護
 - 家族の支援

3

緊急連絡先の確保

令和2年度 福岡市

高齢者世帯住替え助成事業のご案内

高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、居住環境の悪い民間賃貸住宅に居住している、又は建替え等により住替えが必要な高齢者世帯に対して、住替えに係る初期費用の一部を助成する事業です。**(助成金額は、最大10万円です。)**

■募集期間

募 集 期 間
令和2年4月1日から令和3年2月26日まで

※助成金の受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順です。



■注意事項

- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に申し上げますので、お気軽にお問い合わせください。
- 申請は、窓口又は郵送で受け付けます。
- 窓口で申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ・申請窓口・郵送先】

福岡市役所 住宅計画課 高齢者世帯住替え助成事業担当

(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電 話 : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00・13:00~17:00)

F A X : 092-733-5589

<ホームページ>

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei.html>

福岡市 高齢者世帯住替え助成

検索

クリック!

■助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要件								
□	<p>○いずれかに該当する世帯であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らし世帯 ・65歳以上の方と、60歳以上の親族で構成される世帯 <p>※65歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、その方の年齢は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護・要支援認定を受けている方 ・身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持し1級又は2級の方 ・療育手帳を所持しA又はB1の方 								
□	○福岡市内に住民票がある世帯であること。								
□	○転居前の住宅の直近6か月間の家賃に未払いがない世帯であること。								
□	<p>○福岡市内の表に定める住宅間で転居を行う世帯であること。</p> <table border="1" data-bbox="284 947 1426 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 947 855 999">転居前の住宅</th> <th data-bbox="855 947 1426 999">転居後の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 999 855 1216"> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 </td> <td data-bbox="855 999 1426 1216"> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅、UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅、申請者が所有する住宅からの住替え、それらの住宅への住替えは対象外。</p>	転居前の住宅	転居後の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。） 				
転居前の住宅	転居後の住宅								
<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。） 								
□	<p>○前年における世帯の政令月収が、158,000円以下の世帯であること。 （世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります）</p> <p>政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12</p> <p>※下記の総所得金額であっても、必ずしも助成対象になるとは限りませんので、目安としてご参考ください。</p> <table border="1" data-bbox="304 1496 1310 1619"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1496 536 1547">世帯人数</th> <th data-bbox="536 1496 791 1547">1人</th> <th data-bbox="791 1496 1046 1547">2人</th> <th data-bbox="1046 1496 1310 1547">3人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1547 536 1619">総所得金額</td> <td data-bbox="536 1547 791 1619">1,896,000円</td> <td data-bbox="791 1547 1046 1619">2,276,000円</td> <td data-bbox="1046 1547 1310 1619">2,656,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒政令月収の計算方法は、<u>福岡市ホームページをご覧ください。</u></p>	世帯人数	1人	2人	3人	総所得金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円
世帯人数	1人	2人	3人						
総所得金額	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円						
□	○本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない世帯であること。								
□	○生活保護を受給していない世帯であること。								
□	○暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること。								
□	<p>○過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること。</p> <p>※結婚（再婚）、離婚、死別、子の独立、トラブルによる転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>								

■住替え後の住宅の要件

住替え後の住宅が下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件				
□	○表に定める専用面積を有する住宅であること。				
	世帯人数	1人	2人	3人	4人
	住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)
※当面の間は、()内の面積基準を満たした住宅で可とする。					
□	○住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く。）が、表に定める金額以下であること。				
	世帯人数	1人	2人	3人以上	
	家賃	45,000円	50,000円	55,000円	
□	○昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること。 ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。 (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)				

■助成金の申請方法・お支払いについて

○助成金は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に申請を行った場合、申請からお支払いまで、3ヶ月程度の期間を要します。

○申請方法や必要書類は、窓口にお問い合わせください。

■助成金の申請期限について

○助成金の申請期限は、引越し前の申請を行う場合と引越し前の申請を行わない場合で異なります。

《引越し前の申請を行う場合》

引越し予定日の3か月前から1か月前の期間



《引越し後の申請を行う場合》

引越し日から5か月以内

(※5か月以内でも、令和3年2月26日を過ぎると申請できません)



■助成対象となる経費

○申請世帯が、事業者（不動産会社、引越し業者）に支払う経費で、以下のものが対象になります。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○エアコン等の取り外し・取り付けに係る費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×ご近所への挨拶品の手配等に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

■助成金額

・助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額 10万円）

※家主等から立退き料が支払われている場合には、助成対象経費から立退き料を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

<計算例>

助成対象となる経費	助成率	助成金額
・礼金 40,000円	1/2	77,500円 (155,000円×1/2 =77,500円)
・仲介手数料 25,000円		
・火災保険料 20,000円		
・家賃債務保証料 20,000円		
・引越し費用 50,000円		
合計： 155,000円		

令和2年度 福岡市

子育て世帯住替え助成事業のご案内

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、
住替えが必要な子育て世帯に対して、住替えに係る初期費用の
一部を助成する事業です。

■募集期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日まで

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。



■注意事項

- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 申請は、窓口又は郵送で受け付けます。
- 申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくこととなりますので、お手数ですが、事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ・申請窓口・郵送先

福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当
(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00)

FAX : 092-733-5589

<ホームページ>

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei_2.html

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!

■助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	要件																		
<input type="checkbox"/>	○いずれかに該当する世帯であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者）がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯 																		
<input type="checkbox"/>	○転居後に福岡市内に住民票がある世帯であること。																		
<input type="checkbox"/>	○転居前の住宅の直近6か月間の家賃に未払いがない世帯であること。																		
<input type="checkbox"/>	○表に定める住宅間で転居を行う世帯であること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅（福岡市内）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く） ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※公営住宅、UR賃貸住宅などの公的賃貸住宅、申請者が所有する住宅からの住替え、これらの住宅への住替えは対象外。</p>	転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く） ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） 														
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）																		
<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 ・勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請世帯が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く） ・申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です） 																		
<input type="checkbox"/>	○前年における世帯の政令月収が、259,000円以下の世帯であること。 （世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります） $\text{政令月収} = (\text{世帯の年間総所得金額} - \text{控除合計金額}) \div 12$ <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額であっても、必ずしも助成対象になるとは限りませんので、目安としてご参考ください。 ※令和元年（平成31年）の所得が確定するまでは、平成30年の所得を確認します。 （市役所への申請日を基準として、所得確認する年を分けます。）</p> <p>【令和元年（平成31年）の所得確認⇒給与所得のみの方…5/15以降、それ以外の方…6/12以降】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 15%;">2人</th> <th style="width: 15%;">3人</th> <th style="width: 15%;">4人</th> <th style="width: 15%;">5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額</td> <td>3,488,000円</td> <td>3,868,000円</td> <td>4,248,000円</td> <td>4,628,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒6人以上の場合については、窓口までご相談ください。</p> <p>※市街化調整区域の校区に転居される場合、<u>政令月収の要件はありません。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">行政区</th> <th style="width: 75%;">市街化調整区域の校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東区</td> <td>志賀島・勝馬</td> </tr> <tr> <td>早良区</td> <td>脇山・内野・曲淵</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>北崎・今津・能古・玄界・小呂</td> </tr> </tbody> </table> 	世帯人数	2人	3人	4人	5人	総所得金額	3,488,000円	3,868,000円	4,248,000円	4,628,000円	行政区	市街化調整区域の校区	東区	志賀島・勝馬	早良区	脇山・内野・曲淵	西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂
世帯人数	2人	3人	4人	5人															
総所得金額	3,488,000円	3,868,000円	4,248,000円	4,628,000円															
行政区	市街化調整区域の校区																		
東区	志賀島・勝馬																		
早良区	脇山・内野・曲淵																		
西区	北崎・今津・能古・玄界・小呂																		
<input type="checkbox"/>	○転居前の居住地における市税等に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない世帯であること。																		
<input type="checkbox"/>	○生活保護を受給していない世帯であること。																		
<input type="checkbox"/>	○暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること。																		
<input type="checkbox"/>	○過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること。 ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、トラブルによる転居等、世帯構成人員の増減がある際等は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。																		

■住替え後の住宅の要件

住替え後の住宅が下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○表に定める専用面積を有する住宅であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>住戸専用面積</th> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. <u>6人を超える場合</u> は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) ×0.95</p> <p>イ. <u>妊娠中の者</u> は2人とする。</p> <p>ウ. <u>子どもが10歳未満</u> の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数 2~4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 5人以上・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) ×0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上								
<input type="checkbox"/>	<p>○住宅の家賃（共益費、管理費及び水光熱費等を除く。）が、表に定める金額以下であること。※既存住宅購入の場合は除く (妊娠中の者は2人とする)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>家賃</th> <td>70,000円</td> <td>75,000円</td> <td>80,000円</td> <td>85,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円								
<input type="checkbox"/>	<p>○昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること。 ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。 (※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												

■同居・近居、多子世帯の要件

チェック	それぞれの要件
<input type="checkbox"/>	同居 ○同居をする子育て世帯と親世帯を合わせた所得で、政令月収が259,000円以下であること。
<input type="checkbox"/>	近居 ○子育て世帯と親世帯の住居が同一小学校区または隣接小学校区であり、両世帯の直線距離が1.2km以内となること。
<input type="checkbox"/>	多子世帯 ○子ども(18歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者)、妊娠している者の子どもが3人以上いる世帯。

■助成金の申請方法・お支払いについて

○すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

交付申請から助成金支払いまで、4ヶ月程度の期間を要します。

○転居前に対象世帯の要件に当てはまるかどうかを確認したい方は、認定申請を行うこともできます。

○申請方法や必要書類については、福岡市HPをご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。



■助成金の申請期限について

交付申請・・・引越し日から5か月以内

(※5か月以内でも、令和3年2月26日を過ぎると申請できません)

認定申請・・・引越し予定日の3か月～1か月前まで

(※認定申請の受付は令和3年2月末までに引越しをする方に限ります)

■助成対象となる経費

○申請世帯が、事業者（不動産会社、引越し業者）に支払う経費で、以下のものが対象になります。

区分	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	○既存住宅購入費用 ○礼金 ○仲介手数料 ○火災保険料 ○家賃債務保証料 ○転居前の住宅に係る原状回復費用	×敷金 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×鍵交換費用 ×住宅の清掃又はクリーニング費用
引越し費用	○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○エアコン、洗濯機、テレビ、食洗機の取り外し・取り付けに係る費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用	×引越し業者が行う消毒又はハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスに係る費用 ×ご近所への挨拶品の手配等に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

■助成金額

○助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額15万円）

※①家主等から立退き料が支払われている

②就職や転勤等のため、会社等から移転・引越し費用等が支払われている

→①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。

※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てます。

○同居・近居、多子世帯は、上記上限額にそれぞれ5万円を加算した額を上限額とします。

■住宅ローン【フラット35】について

○本事業を利用し、既存住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】子育て支援型・地域活性型を利用する場合、金利引き下げ（当初5年間 年▲0.25%）を受けることができます。

「【フラット35】子育て支援型・地域活性型利用申請書」等を福岡市へ提出する必要があります。詳しくは、下記のホームページをご覧くださいか、お客さまコールセンターへお問い合わせください。

〈フラット35の詳細について〉

・住宅金融支援機構のホームページ（www.flat35.com）

・お客さまコールセンター（0120-0860-35 / 祝日、年末年始以外 9:00～17:00）

福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業における、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が行う、居住環境が向上するセーフティネット住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者をいう。
- (2) セーフティネット住宅 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約書に定められた1箇月当たりの賃貸料（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）をいう。
- (4) 家賃債務保証 賃貸住宅の借入人の委託を受けた者が、賃貸借契約に基づき当該借入人が負担すべき債務を保証することをいう。
- (5) 最低居住面積 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）別紙4に定める方法により算出した面積をいう。
- (6) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める収入をいう。
- (7) 高家賃負担率 住宅・土地統計調査の結果により算出する値で、年収200万円以下の世帯のうち、民間借家居住世帯における福岡市の平均家賃負担率をいう。
- (8) 要支援世帯（1） 最低居住面積未満の住宅に居住し、かつ、所得が12万3千円以下の世帯をいう。
- (9) 要支援世帯（2） 最低居住面積以上の住宅に居住し、かつ、所得が12万3千円以下の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯をいう。
- (10) 要支援世帯（3） 最低居住面積未満の住宅に居住し、かつ、所得が15万8千円以下の世帯をいう。
- (11) 要支援世帯（4） 最低居住面積以上の住宅に居住し、かつ、所得が15万8千円以下の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯をいう。
- (12) 支援世帯（A） 最低居住面積以上の住宅に居住し、かつ、所得が12万3千円以下の世帯のうち高家賃負担率未満の世帯をいう。

- (13) 支援世帯（Ｂ） 最低居住面積以上の住宅に居住し、かつ、所得が15万8千円以下の世帯のうち高家賃負担率未満の世帯をいう。
- (14) 犯罪・DV被害者世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
- ① 犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者及びその家族又は遺族で、次のいずれかに該当することが証明される者を含む世帯（警察に被害届を提出した者であって、犯罪被害者であることが確認できる者を含む。）
- ア 犯罪被害により収入が減少し、生計維持が困難となった者
- イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった者
- ② 配偶者からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者を含む世帯
- ア 婦人相談所の一時保護又は婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (15) 立退き要求を受けている世帯 老朽化等による住宅の除去や建替等により、原則として3年以上居住している住宅からの正当な立退き要求（原則として家賃の滞納、迷惑行為等、自己の責めに帰すべき事由若しくは持家の競売又は退職による立ち退き要求を除く。）を受け、正当な立退き先がなく、緊急に住宅を必要としている世帯をいう。
- (16) ひとり親世帯 入居者に配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している世帯をいう。
- (17) 子育て世帯（未就学） 同居する親族に配偶者と小学校入学前の子の両方を含んで構成させる世帯をいう。
- (18) 多子世帯 同居する親族に18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にあつた子が3人以上いる世帯をいう。

（助成対象者）

第3条 この要綱に基づく、助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、助成対象者は公募により募集する。

- (1) 福岡市内にあるセーフティネット住宅に住替えを行う者であること。
- (2) 住替えを行う者が、福岡市営住宅条例第4条第1項第1号、第2号（ウ前段及びケを除く。）及び第4号に掲げる要件を備える者で、かつ、次のいずれかに該当する世帯であること。
- ① 要支援世帯（1）
- ② 要支援世帯（2）

- ③ 要支援世帯（3）
- ④ 犯罪・DV被害者世帯又は立ち退き要求を受けている世帯（ひとり親世帯，子育て世帯（未就学）若しくは多子世帯に限る。）で，かつ，次のいずれかに該当する世帯
 - ア 要支援世帯（4）
 - イ 支援世帯（A）
 - ウ 支援世帯（B）

（3）世帯員全員が，次に掲げる要件のいずれにも該当していること。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないこと。
 - ② 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと。
 - ③ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - ④ 転居前の住宅において，解約月（第6条第1項に規定する認定申請を行った場合には，その認定申請を行った日（以下「認定申請日」という。）が属する月をいう。）以前の6箇月の間に家賃の未払いがないこと。
 - ⑤ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていないこと。ただし，世帯人数の増減や，日常生活に身体の機能上の制限を受けることになる加齢，病気等，やむを得ない事情がある場合は，この限りではない。
 - ⑥ 本要綱に基づく助成金の申請と同時に，福岡市高齢者世帯住替え助成金交付要綱又は福岡市子育て世帯住替え助成金交付要綱に基づく助成金を申請していないこと。
 - ⑦ 入居しようとするセーフティネット住宅に住替えを行うことで，居住環境が向上すること。
- （4）入居するセーフティネット住宅の家賃の額が，福岡市の面積別民営借家の平均家賃相当額以下であり，かつ，近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- （5）賃貸借契約の形態が，普通建物賃貸借契約若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条に規定する終身建物賃貸借契約であること。

2 前項第2号に規定する世帯の所得の算定は，前年の所得により行うものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は，助成対象者が住替えのために事業者を支払った費用で，別表1に定めるものとする。

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
- 2 住替えにあたり、立退き料等の支払いを受けた場合には、助成対象経費の合計額から当該金額を差し引いて算定するものとする。
 - 3 助成金の額に百円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成対象者の認定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、転居を予定している日の3箇月前から1箇月前までの期間において、第3条に規定する助成対象者の要件に適合しているか確認するため、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金助成対象者認定申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（認定申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (3) 認定申請日の前年の世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書の写し等）
 - (4) 転居予定前の住宅の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約書を紛失した場合等は、賃貸住宅の証明書（転居前用）（様式第9号））
 - (5) 転居予定前の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類（家賃の領収書、家賃帳、家賃引落とし、振込用の通帳の写し又は家賃の未払いがないことの証明書（転居前用）（様式第10号）等）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる書類については、申請者が様式第1号の同意欄に署名又は記名押印した場合には、省略することができる。ただし、第3号については、申請日の属する年の1月1日において、福岡市内に居住している場合に限る。

(助成対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第3条に規定する要件のいずれにも該当するときは、助成対象者であることを認定し、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金助成対象者認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査により、助成対象者として認定することが不相当と認められたときは、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金助成対象者認定申請却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

（助成対象者の認定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項により助成対象者の認定を受けた者（以下「助成対象認定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者の認定を取り消すことができる。

- （1） 助成対象認定者が転居を取りやめたとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により助成対象者の認定を受けたとき。
- （3） 第3条第1項第3号③に規定するものに該当することが判明したとき。
- （4） 市長の指示に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定による認定を取消したときは、その旨を福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金助成対象者認定取消通知書（様式第4号）により当該助成対象認定者へ通知しなければならない。

（助成金の交付申請等）

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、転居日（令和2年4月1日以降の日に限る。）から起算して5箇月以内に、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付申請書兼同意書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、転居後の住所に変更済みのものに限る。）
- （2） 転居前の居住地における市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- （3） 交付申請日の前年の世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し又は市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書の写し等）
- （4） 転居前及び転居後の住宅の賃貸借契約書の写し（転居前の住宅において、賃貸借契約書を紛失した場合等は、賃貸住宅証明書（様式第9号））
- （5） 転居後の住宅がセーフティネット住宅であることを証する書類（セーフティネット住宅登録通知書の写し）
- （6） 転居前の住宅の家賃の支払い状況が分かる書類（家賃の領収書、家賃帳、家賃引落とし、振込用の通帳の写し又は家賃の未払いがないことの証明書（転居前の住宅）（様式第10号）等）

- (7) 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類（見積書及び領収書並びに振込書又は通帳の写し等）
 - (8) 立退き料等の支払いを受けた場合には、立退きに係る通知書（立退き料の金額の記載があるもの）又は立退きを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる書類については、申請者が様式第1号の同意欄に署名又は記名押印している場合又は様式第5号の同意欄に署名又は記名押印した場合には、省略することができる。ただし、第3号については、申請日の属する年の1月1日において、福岡市内に居住している場合に限る。
- 3 助成対象認定者は、第6条第1項の規定による認定の申請を行った際に提出した書類を省略できる。ただし、当該書類の記載内容に変更がない場合に限る。

（助成金の交付の決定等）

- 第10条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第3条に規定する要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定して交付を決定し、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者へ通知するものとする。
- 2 前項に規定する審査により、助成金を交付することが不相当と認められたときは、福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

（助成金の交付の取消し及び返還）

- 第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 第3条第1項第3号③に規定するものに該当することが判明したとき。
 - (3) 市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者へ通知しなければならない。
- 3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(規定外の事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 助成対象経費（第4条関係）

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・礼金 ・仲介手数料 ・火災保険料 ・家賃債務保証委託料 ・転居前の住宅にかかる原状回復費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に支払う家賃，共益費及び管理費 ・敷金 ・鍵交換費用 ・転居後の住宅の清掃又はクリーニング費用
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し費用（荷造り及び荷解き等のサービス費用及び梱包資材代を含む。） ・引越しに伴う付帯サービス料（エアコン等の取り外し及び取り付けなどの電気設備工事に係る費用，不用品の処分費用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しに伴う付帯サービス料で左記に定めるもの以外の費用（消毒又はハウスクリーニングに係る費用，公共料金等の名義変更サービス費用，挨拶品の手配に係る費用等） ・引越しに係る友人等への謝礼金

セーフティネット住宅 Q&A

Q 住宅確保要配慮者とは、どのような人ですか？

A 福岡市では、下表のように定めています。
セーフティネット住宅として登録する場合は、下表の中から受け入れることとする住宅確保要配慮者を1以上選択することが必要です。

低額所得者	ハンセン病療養所入所者	東日本大震災等の大規模災害の被災者
被災者(発災後3年以内)	DV被害者	戦傷病者
高齢者	北朝鮮拉致被害者	児童養護施設等退所者等
障がい者	犯罪被害者	新婚世帯
子育て世帯	生活困窮者	LGBT
外国人	更生保護対象者	UJIターンによる転入者
中国残留邦人	海外からの引揚者	住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
児童虐待を受けた者	原子爆弾被爆者	

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者の入居は断れませんか？

A 登録の際、例えば、「高齢者のうち80歳未満の方は受け入れる」など、選択した住宅確保要配慮者毎にあらかじめ条件を付けることができます。

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者について、保証人や緊急連絡先がないことを理由に入居を拒むことは可能ですか？

A 登録の際、契約条件として「保証人や緊急連絡先があること」を付していた場合には、当該条件に適合しないことを理由として契約しないことは可能です。

Q 登録の際に選択した住宅確保要配慮者の範囲について、一度設定した後に内容を変更できますか？

A 選択した内容を変更することは可能です。ただし、すでに入居している要配慮者を、要配慮者の範囲外に変更して退去させることはできません。

Q 低額所得者の専用住宅としている時に入居者が増収した場合、退去させる必要はありますか？

A 入居時の要件のため、入居後に収入が基準を上回った場合でも退去させる必要はありません。ただし、家賃低廉化補助金の交付を受けている時は、補助が受けられなくなる場合があります。

Q 家賃補助を受ける場合、家賃補助をもらえない人も入居できますか？

A 家賃補助の対象になる入居者が見つからない場合は、家賃補助付き住宅をやめて、一般の入居者を入居させることも可能です。

Q セーフティネット専用住宅について、空き室期間が長くなった時に要配慮者以外の入居は可能ですか？

A 専用住宅として改修費補助を受けた場合は、要配慮者以外の方を入居させることはできません。

セーフティネット住宅の登録、経済的支援(補助)等に関するお問い合わせ

福岡市住宅都市局住宅計画課居住支援係

福岡市中央区天神1-8-1

TEL:092-711-4279 FAX:092-733-5589

MAIL:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

〓 空き室・空き家をお持ちの大家さんへ! 〓

セーフティネット住宅 のご案内

セーフティネット
専用住宅には
経済的支援があります!

家賃補助

最大で月額戸あたり

4万円

家賃債務
保証料補助

最大で戸あたり

6万円

改修費補助

最大で戸あたり

200万円

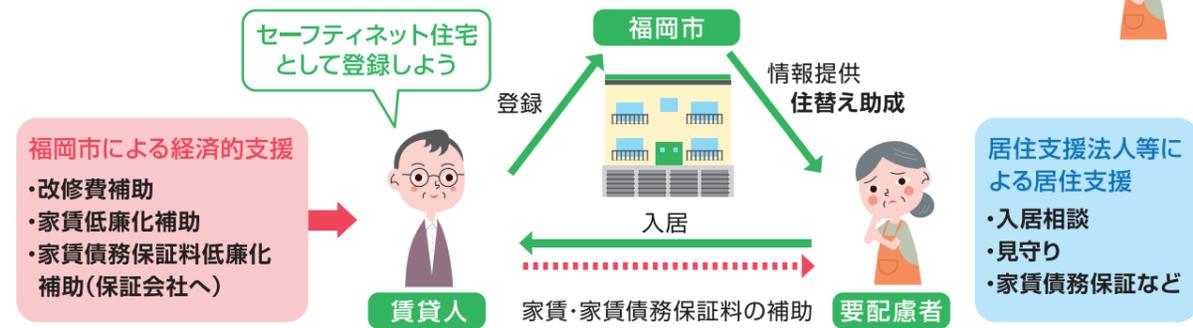
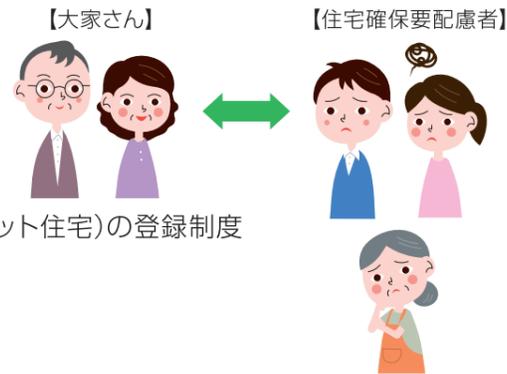
福岡市

住宅セーフティネット制度とは

住宅の確保にお困りの低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯などと、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

福岡市では具体的には次の3つの取組みを行っています。

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度
- ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援



登録制度とは

制度を利用するには、「セーフティネット住宅」として、その住宅を登録することが必要です。※登録料は無料

登録された住宅は、専用ホームページ(セーフティネット住宅情報提供システム <http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)に掲載されます。



セーフティネット住宅の登録方法

- ①福岡市への事前確認
登録基準や登録申請の提出物等については、住宅都市局住宅計画課で詳細を確認してください。
- ②賃貸人のアカウント登録(ログインパスワードの取得)
上記専用ホームページよりご登録ください。
- ③登録申請書の作成
申請書の作成は、上記専用ホームページをご利用ください。
- ④登録申請書等の提出
登録申請書に添付書類等を備えて、住宅都市局住宅計画課に提出してください。※

※平成30年7月10日より、上記専用ホームページでの提出が可能になりました。

セーフティネット住宅の主な登録基準

- ①住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まないこと
- ②耐震性を有するなど構造基準を満たすこと
- ③規模(住戸専用面積)基準を満たすこと
- ④設備基準を満たすこと
- ⑤近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること

※①について、「障がい者の入居は拒まない」「高齢者、低額所得者の入居は拒まない」など範囲を限定して登録することができます。
※長屋や集合住宅については、住戸単位での登録が可能です。

セーフティネット専用住宅とは

セーフティネット専用住宅

- 住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅として登録(※住宅確保要配慮者以外入居は不可)
- 「改修費補助」「家賃低廉化補助」「家賃債務保証料低廉化補助」が利用可能(※要件等は次ページ参照)

セーフティネット住宅

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録(※住宅確保要配慮者以外入居も可能)

セーフティネット専用住宅への経済的支援

1 改修費補助:住宅の改修工事等に対する補助

- 入居対象者の主な要件**
 - ・所得が38.7万円以下の住宅確保要配慮者世帯
 - ・被災者世帯
- 補助対象工事の概要**
 - ・バリアフリー改修工事
 - ・耐震改修工事
 - ・間取り変更工事
 - ・子育て世帯対応工事 など
- 補助限度額等**
 - ・工事費の2/3かつ最大200万円/戸
 - ・補助金は市が大家さんなどに支払い
- その他**
 - ・改修後、セーフティネット専用住宅として10年以上管理が必要

2 家賃低廉化補助:家賃と入居者負担額との差額を補助

- 入居対象者の主な要件**
 - ・市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など
- 補助の概要**
 - ・契約家賃と入居者負担額の差額を市が補助
 - ※契約家賃は住宅面積毎に設定する家賃上限額以下で、近傍同種家賃と均衡を失しない水準であることが必要

住宅面積50㎡
契約家賃65,000円の場合の入居者負担額

入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額
104,000円以下の場合	25,000円	40,000円
104,001円以上123,000円以下	28,800円	36,200円

- 補助限度額等**
 - ・最大で1戸あたり4万円/月、補助期間は10年間
 - ・補助金は市が大家さんなどに支払い(半期毎)
- その他**
 - ・セーフティネット専用住宅であること
 - ・入居者はセーフティネット専用住宅に住替えることで、入居前に比べて居住環境が向上することが必要

3 家賃債務保証料低廉化補助:入居時の家賃債務保証料を補助

- 入居対象者の主な要件**
 - ・市営住宅入居資格要件を満たし、入居前の住宅について一定の条件を満たす要支援世帯 など
 - ・市営住宅入居資格要件を満たし、政令月収が15.8万円以下で、犯罪被害者・DV被害者など別に定める特例世帯 など
- 補助の概要**
 - ・初回の家賃債務保証料を市が補助
- 補助限度額等**
 - ・最大で1戸あたり6万円、補助は初回のみ
 - ・補助金は市が家賃債務保証業者などに支払い
- その他**
 - ・セーフティネット専用住宅であること
 - ・入居者はセーフティネット専用住宅に住替えることで、入居前に比べて居住環境が向上することが必要



住まい探しの案内

《居住支援法人による、入居支援や生活支援等の支援対象者や、業務内容をまとめたリーフレットです》
※居住支援法人：各都道府県が指定し、住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者等）へ入居支援や生活支援などを行う民間団体

<p>高齢者入居支援 (福岡市居住支援協議会事業)</p>	<p>住まいサポートふくおか 福岡市社会福祉協議会の窓口で、高齢者世帯（65歳以上）が、民間賃貸住宅に入居する際の支援を行っています。 (電話：092-720-5356)</p>
<p>各種制度や、 その他お問い合わせ</p>	<p>担当：福岡市住宅都市局住宅計画課 電話：092-711-4279 住所：福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所3階</p>

支援対象者（＝住宅確保要配慮者）
(★：主な対象者 ○：対応可能な対象者)

居住支援法人名	支援対象者（＝住宅確保要配慮者） (★：主な対象者 ○：対応可能な対象者)													連絡先	主な業務地域	事務所所在地
	低額所得者	被災者	高齢者	障がい者 身体	障がい者 知的	障がい者 精神	その他の 障がい者	子育て世帯	外国人	DV被害者	犯罪被害者	生活困窮者	更生保護 対象者			
1.NPO法人抱樸	★	○	★	○	★	★	○	★	○	○	○	★	★	093-653-0779	福岡市・北九州市・中間市	北九州市八幡東区荒生田2-1-32
2.NPO法人ニーズミー	★	○	○	○	★	★	○	○	○	○	○	○	○	092-406-2238	福岡市及びその近郊	福岡市東区社領2-23-19
3.ホームネット株式会社	○	○	★					○						0120-460-560	福岡県内全域	東京都新宿区大久保3-8-2
4.株式会社クラスケア	★	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★	092-753-9766	福岡市及び近郊の各市町村など	福岡市博多区千代町4-29-49 グローリー県庁前301
5.NPO法人福岡すまいの会	★	○	★	○	★	★	○	○	○	○	○	★	○	092-292-6677	福岡市及びその周辺市	福岡市博多区空港前3-9-24 アケシアビル101
6.NPO法人ライフサポートネットワーク	○	○	★											092-661-2820	福岡市	福岡市東区香住ヶ丘2-5-7-101
7.社会福祉法人グリーンコープ	★	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	092-624-7771	福岡市・糟屋郡・福岡市周辺（久留米市とその周辺ー可能な範囲で）	福岡市東区多の津5-5-8
8.株式会社あんしんサポート	○	○	★	○	○	○	○	○		○	○	○		092-843-1881	福岡県内全域	福岡市城南区飯倉1-6-25
9.株式会社ホームアシスト福岡	★	○	★	★	★	★	★	★	○	★	○	★	○	092-501-2422	福岡市内	春日市上白水7-167
10.株式会社三好不動産	○	○	○	○				○	★	○		○		092-751-7500	福岡市近郊（糟屋郡・大野城市・春日市・糸島市含む）	福岡市中央区今川1-1-1
11.一般社団法人家財整理相談窓口	○	○	★	○				○	○			○		03-5287-4387	福岡県内全域	東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー13F
12.NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク	★	○	★	○	★	★	○	★	○	○	○	★	★	093-651-7557	福岡市・北九州市・ほか全国各地	北九州市八幡東区荒生田2-1-32
13.株式会社N・フィールド	○	○	○	○	★	★	○	○		○	○	○	★	092-753-6762	福岡県内全域	福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神セントラルビル10階
14.一般社団法人繋紡会	○	○	★	○	★	★	★		○	○	○	○	★	092-707-2973	福岡市及びその近隣	福岡市中央区小笹4-5 クラシィ小笹山手2番館1階B
15.NPO法人福岡終活・相続支援センターみらいあん	★	○	★	★	○	○	○	○	○			★	○	0120-398-079 (092-739-8079)	福岡市及び周辺地域 (その他ご相談下さい)	福岡市中央区大名2-4-38 チサンマンション天神Ⅲ 602号室
16.NPO法人介護賃貸住宅NPOセンター	○	○	★	○	○									092-725-3000	福岡市内	福岡市中央区黒門8-2
17.株式会社くらしすてっぷ	★	○	○	○	○	○	○	★	○	○	○	★	○	092-287-3414	福岡市・大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・那珂川市など	福岡市博多区博多駅前2-10-12 ハイク博多駅前407号
18.社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	○	○	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○		092-720-5356	福岡市	福岡市中央区荒戸3-3-39
19.一般社団法人 古家空家調査連絡会	★	○	★	★	★	○	○	○	★	★	○	○	○	092-406-6501	福岡市及びその周辺自治体	福岡市中央区渡辺通2-4-20-902
20.一般社団法人そーしゃる・おふいす	★	○	★	○	○	○	○	○		★	○	○	○	0949-28-8102	宮若市・小竹町・鞍手町・直方市・飯塚市・嘉麻市・遠賀郡その他	宮若市本城405
21.一般社団法人生活支援センター結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	090-2857-2310	筑後地区及びその周辺地域	久留米市東町25-30
22.NPO法人大牟田ライフサポートセンター	★	○	★	★	★	★	★	○	○	★	★	★	★	0944-52-9797	大牟田市（その他ご相談下さい）	大牟田市不知火町2-1-6
23.社会福祉法人共生の里	★	○	★	○	○	★	○	○	○	○	○	★	○	0930-55-6665	京築地区 (行橋市・苅田町・みやこ町)	行橋市門樋町3-7

		支援業務内容 (赤字：得意とする支援業務)											
居住支援法人名	概要	入居相談・支援	サブリース等	代行保証人紹介	緊急連絡先引受	家賃債務保証	生活相談・支援	(見守り) (電話)	(見守り) (訪問)	金銭・財産管理	家財・遺品整理	死後事務	その他
1.NPO法人抱樸	住まいの相談のほか、日常生活の相談、就労支援や子ども支援なども対応しています。	紹介・不動産店同行	サブリース物件あり(北九州市内)	対応可能	対応可能	対応可能	日常生活・仕事など	対応可能	対応可能	対応可能	対応可能	弁護士相談可	
2.NPO法人ニーズミー	サブリース物件多数あり。6月より障がい者就労支援継続事業も開設しています。	入居相談・支援	サブリース物件あり	保証人の紹介		家賃債務保証会社紹介	生活指導・就労支援	電話による安否確認	訪問による生活相談	金銭管理・生活指導	提携業者紹介	顧問土業の紹介	
3.ホームネット株式会社	電話による安否確認と万一の場合の費用補償を活用した入居支援を行っています。	フリーダイヤル受付						週2回					
4.株式会社クラスケア	連帯保証人、緊急連絡先のない方は、当法人の家賃債務保証にて入居支援を行います。	物件紹介・同行支援	サブリース物件あり	対応可能	対応可能	当法人による家賃債務保証が利用可能	相談依頼により対応	必要時に対応	必要時に対応	相談依頼により対応	対応可能	顧問弁護士にて対応	就労支援
5.NPO法人福岡すまいの会	生活相談を含めた総合的な相談対応を実施。保証人不要のサブリース物件があります。	同行支援可	市内中心に70室程度	新規受け入れ停止中	対応可能	新規受け入れ停止中	対応可能	随時	随時	対応可能	対応可能		設立17年の実績
6.NPO法人ライフサポーターネットワーク	特に高齢の住宅困窮者の支援を行っています。	運営する住宅へ入居	対応可能		対応可能		対応可能	管理物件入居者へ毎日	対応可能	対応可能	対応可能	対応可能	
7.社会福祉法人グリーンコープ	様々な理由でお家探しに困っている方の相談に乗ります。先ずはご相談ください。	面談の上支援します	検討中です	要相談	要相談		要望に応じて対応	要望に応じて対応	要望に応じて対応	要望に応じて対応	必要に応じて対応	必要に応じて対応	
8.株式会社あんしんサポート	高齢者は特に提携している不動産はたくさんありますので、一度ご相談下さい。	管理会社をご紹介						月1～週2回連絡					
9.株式会社ホームアシスト福岡	どんな支援をして欲しいのかを、ご相談ください。電話、訪問によりご支援いたします。	送迎にて内覧同行	サブリース物件あり	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください	ご相談ください
10.株式会社三好不動産	希望に応じて、いくつかの入居先を紹介することができます。	内覧同行				家賃保証会社紹介							
11.一般社団法人家財整理相談窓口	高齢者等からの住み替えに伴う家財整理や終活相談などの支援をおこなっています。	電話対応、物件紹介				保証会社紹介					アドバイス、見積り		
12.NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク	ホームレスや生活困窮者の支援を各地の支援団体と連携して実施しています。	対応可能					対応可能						
13.株式会社N・フィールド	主に精神障がい者へサブリース形式で住まいの提供を行い、入居後の支援も行います。	物件紹介・現地案内	サブリース物件あり				トラブルの相談		訪問看護と連携				
14.一般社団法人繋紡会	福岡自立支援協議会の一員として更生保護対象者の包括的自立支援に取り組んでいます。	入居相談	サブリース物件あり	保証人紹介	緊急連絡先紹介	提携の保証会社紹介	生活支援	電話による安否確認	定期訪問・生活指導	金銭管理・生活指導	提携業者の紹介	理事(司法書士)相談	
15.NPO法人福岡終活・相続支援センターみらいあん	高齢者の終活や、障がい者、生活困窮者、低額所得者の居住支援を行っています。	物件紹介・現地案内	対応可能		対応可能	保証会社紹介	対応可能	必要時に対応	定期訪問	司法書士相談可	支援体制あり	司法書士相談可	メンタルサポート・成年後見等
16.NPO法人介護賃貸住宅NPOセンター	主に高齢者を対象に、入居前支援から入居後のお困り事対応など生活支援をしています。	必要な各種申請も支援	転貸借(保証人不要)		当法人転貸借物件限定		日常生活他の困り事等	適宜連絡	適宜訪問、乳製品配達	対応可能	転居、退去時に支援	葬儀、納骨まで支援	緊急連絡先なくても可
17.株式会社くらしすてっぷ	サブリース物件の提供や登録住宅の確保、家財整理などの支援を行っています。	物件紹介	サブリース物件あり	必要に応じて対応	対応可能	提携先有り	対応可能	電話による安否確認	対応可能	対応可能	生前整理・遺品整理	対応可能	就労支援
18.社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	福祉と不動産関係のネットワークを活用し、安心して住み続けられるようお手伝いします。	物件紹介・内覧同行	相談可	コーディネート可能			各種相談受付	コーディネート可能	コーディネート可能	別途事業契約が必要	別途事業契約が必要	別途事業契約が必要	法人後見
19.一般社団法人古家空家調査連絡会	弁護士・司法書士・税理士・建築士・宅建士等の専門家ネットワークによる相談窓口を設置しています。	物件あり物件紹介	サブリース物件あり				相談窓口あり	コーディネート可能	コーディネート可能	管理体制あり	支援体制あり	支援体制あり	住まい暮らし総合相談窓口
20.一般社団法人そーしゃる・おふいす	住まいの支援の他、法人後見・見守り・死後事務委任契約等専門職で対応します。	情報提供・内覧同行	サブリース対応可		緊急時対応可能		電話・訪問により対応	必要に応じて	必要に応じて(要契約)	必要に応じて(要契約)	対応可(連携事業者)	対応可(要契約)	成年後見・任意後見
21.一般社団法人生活支援センター結	孤立無援の方を対象として居住支援を行います。生活課題に沿って可能な限りお手伝いします。	対応可能	個人による契約困難時	代行のみ実施	対応可能					対応可能	業者紹介	葬儀納骨	
22.NPO法人大牟田ライフサポーターセンター	社会的要配慮者の日常生活での困りごとを受け付け専門職による支援を実施しています。	物件紹介・同行支援	サブリース物件あり	入院時の身元保証等	利用条件あり	実施	入居者の状態により実施	入居者の状態により実施	入居者の状態により実施		事業者の紹介		
23.社会福祉法人共生の里	住居相談に関わらず、生活の困りごとの総合相談を展開中です。	内覧同行					毎日必要時同行	必要時	必要時		発生時		

福岡市の助成制度等

- ・高齢者・子育て世帯住み替え助成事業・・・民間賃貸住宅(子育て世帯は既存住宅購入も可)へ転居する際の費用を一部助成する事業
- ・セーフティーネット住宅登録・・・大家が、住宅確保要配慮者を拒まない民間賃貸住宅を登録する制度
- ・セーフティーネット住宅への入居支援策・・・住宅改修費補助、家賃低廉化補助、改修費融資、家賃債務保証料補助、住替え助成